

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、浄化槽の普及及び適正な施工、維持管理の推進並びに水環境に関する検査・調査を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽に関する知識の普及啓発
- (2) 浄化槽の適正な施工及び維持管理の推進
- (3) 浄化槽法の規定による浄化槽の水質に関する検査
- (4) 浄化槽機能保証制度の事務
- (5) 浄化槽に関する情報の収集及び提供
- (6) 水環境に関する検査・調査
- (7) 関係行政機関等との連携
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 ア 県内の市町村の区域又は複数の市町村の区域を単位として、
 浄化槽の設置者等をもって構成する団体等
 イ 浄化槽関係者をもって構成する県的団体

ウ 県内の浄化槽の施工又は保守点検、清掃等を業とする個人
又は法人

エ 協会の目的に賛同する県内の者

(2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、事業を賛助しようとする県内外の個人又は
法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会
の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるために、総会において定める額
を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより任意でいつでも退会できる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、総会の決議によって当該会員を除名す
ることができる。

ただし、その場合に当該会員に対し、当該総会の1週間前までにその旨を通知
し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知しなければ
ならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するときは会員資格を喪失
する。

- (1) 会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が解散又は死亡したとき

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的事項及び理由を示して、総会の招集を請求できる。
- 3 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知する。

ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には、2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長又は総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 第5条第1項第1号のア及びイの正会員の総会における議決権数は、団体の構成員数が100人未満の正会員は1個とし、100人を超える団体は、これを超える100人毎に1個を加える。

- 2 第5条第1項第1号のウ及びエの正会員の総会における議決権数は、1会員1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状を会長に提出して、代理人により総会の議決権を行使することができる。この場合は、総会ごとに代理権を証する書面をあらかじめこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合に、正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 書面による議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の直前の業務時間の終了時までこの法人に提出して行う。

(電磁的方法による議決権の行使)

第20条 電磁的方法による議決権の行使は、法令の定めるところにより、この法人の承諾を得て、総会の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。

- 2 正会員が法人法第39条第3項の承諾をしたものである場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾することを拒んではならない。
- 3 第1項により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 4 この法人は、総会の日から3か月間、第1項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録さ

れた事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録は、議長及び総会出席正会員の中から2名選任した議事録署名人が記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 17人以上25人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事は同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選任する。

3 各理事は、当該理事及び当該理事と特別利害関係者（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係）にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 各理事は、監事と特別利害関係にあってはならない。

6 理事の1人以上は、この法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間この法人の業務執行理事又は使用人その他これに準ずる者であってはならない。

7 監事のうち1人以上は、その就任の前10年間この法人の理事又は使用人その他これに準ずる者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、第22条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、その権利義務を有する。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員の報酬については、総会において別に定める報酬の支給の基準日に従って算定した額を支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選任及び解任

(招 集)

第 3 2 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序の理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 3 3 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 3 4 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 5 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会及び部会

(委員会及び部会の設置)

第 3 6 条 この法人に、事業推進のための委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

また、これを変更するときも同様とする。

- 2 前項の書類は、定時総会に報告するとともに、この法人の主たる事務所

に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

（事業報告及び決算）

第39条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の(1)～(6)の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を備え置き一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第43条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）に

は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、処分又は合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が解散するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

（事務局）

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 補 則

（委 任）

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款が施行される最初の代表理事は、村石正郎とし、監事は橋爪多津男と小澤薫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。